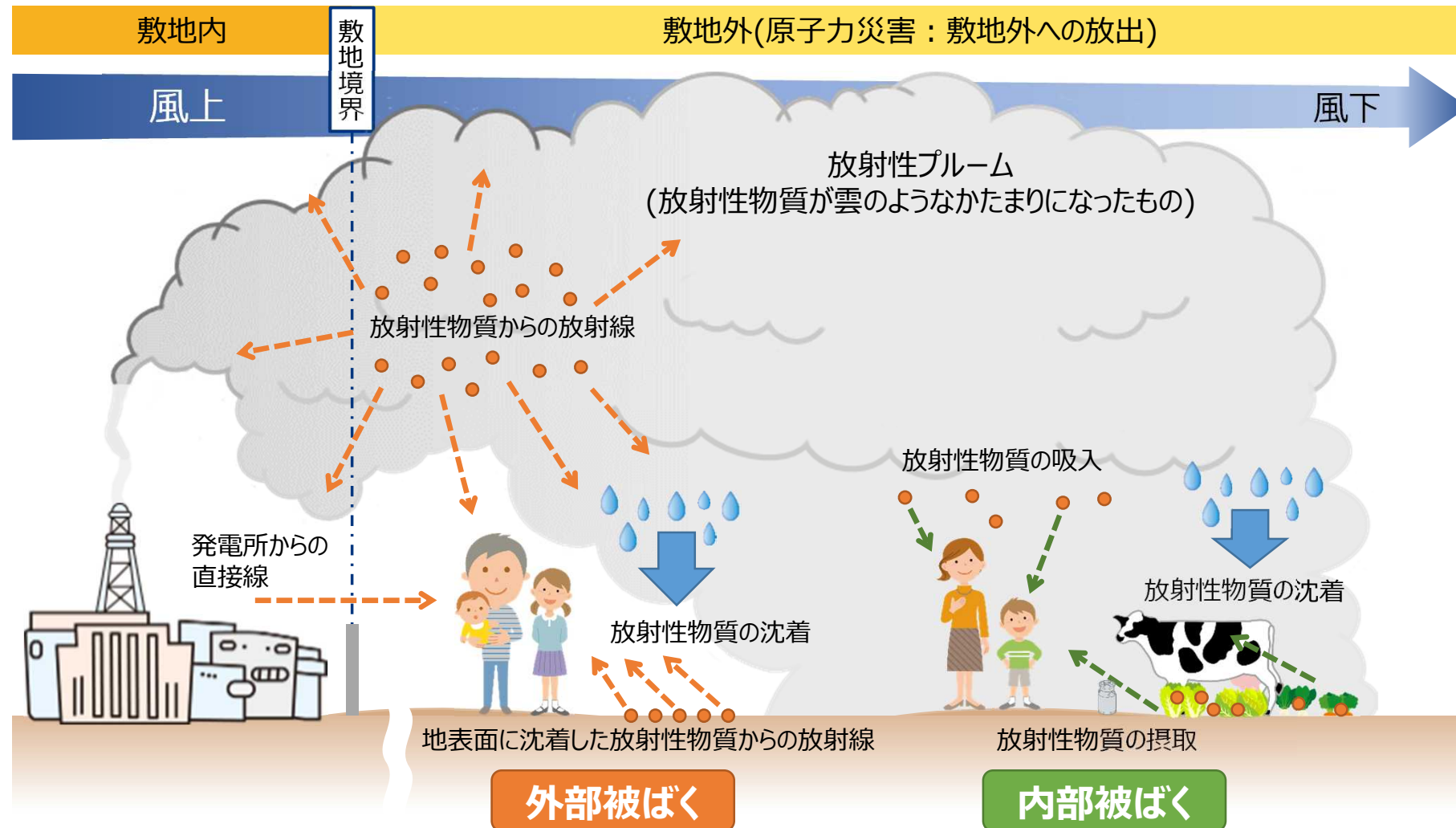


原子力災害時の対応、 茨城県広域避難計画について

茨城県防災・危機管理部原子力安全対策課

原子力災害とは

原子力災害とは、**原子力施設の事故等**に起因する**放射性物質又は放射線が異常な水準で敷地外に放出**され生じる**被害**を意味する。



原子力災害発生時の防護措置

原子力災害発生時には、原子力施設からの距離に応じて必要な防護措置を実施。



<概ね5km圏内>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域): **P**recautionary **A**ction **Z**one

⇒ 急速に進展する事故等も踏まえ、放射性物質が放出される前の段階から
予防的に防護措置を準備する区域

3市1村(東海村、日立市、ひたちなか市、那珂市)

住民数: **64,451人**

<概ね5～30km圏内>

UPZ(緊急防護措置を準備する区域):

Urgent **P**rotective Action Planning **Z**one

⇒ 事故の進展等に応じて、屋内退避や段階的な避難等の緊急防護措置を準備する区域

9市4町(日立市、ひたちなか市、那珂市、水戸市、常陸太田市、高萩市、笠間市、
常陸大宮市、鉾田市、茨城町、大洗町、城里町、大子町)

住民数: **852,059人**

※日立市、ひたちなか市及び那珂市は、
PAZとUPZの両方の区域を有する。

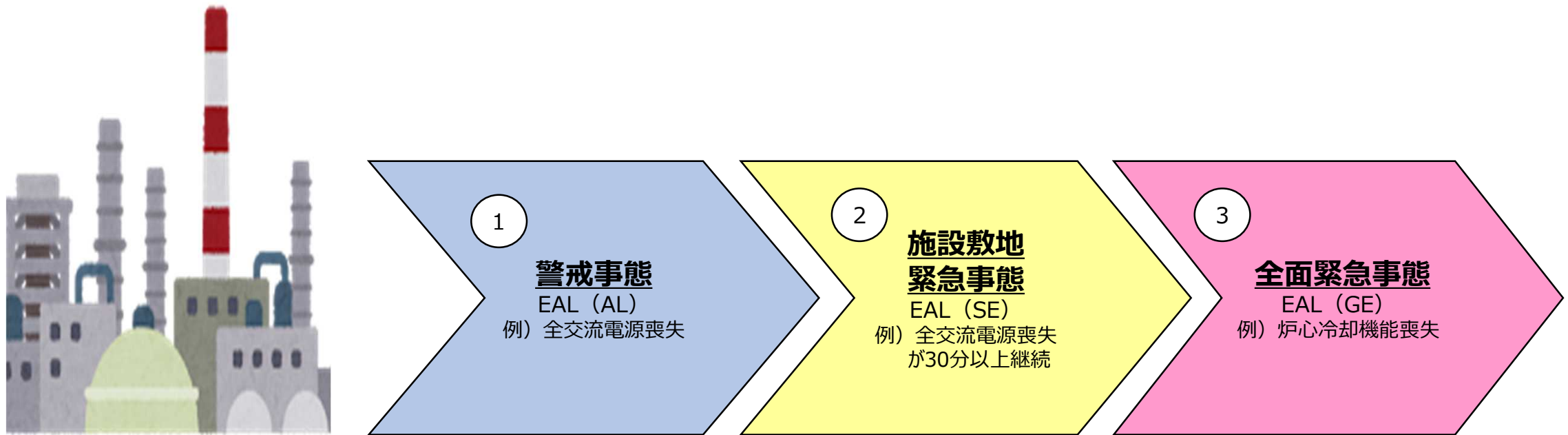
原子力災害対策重点区域を含む市町村数: **14**

住民数: **916,510人** ⇒ 全国の原発立地地域の中で最多

※住民数は令和2年国勢調査に基づく。

原子力災害発生時の防護措置

緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じるため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。

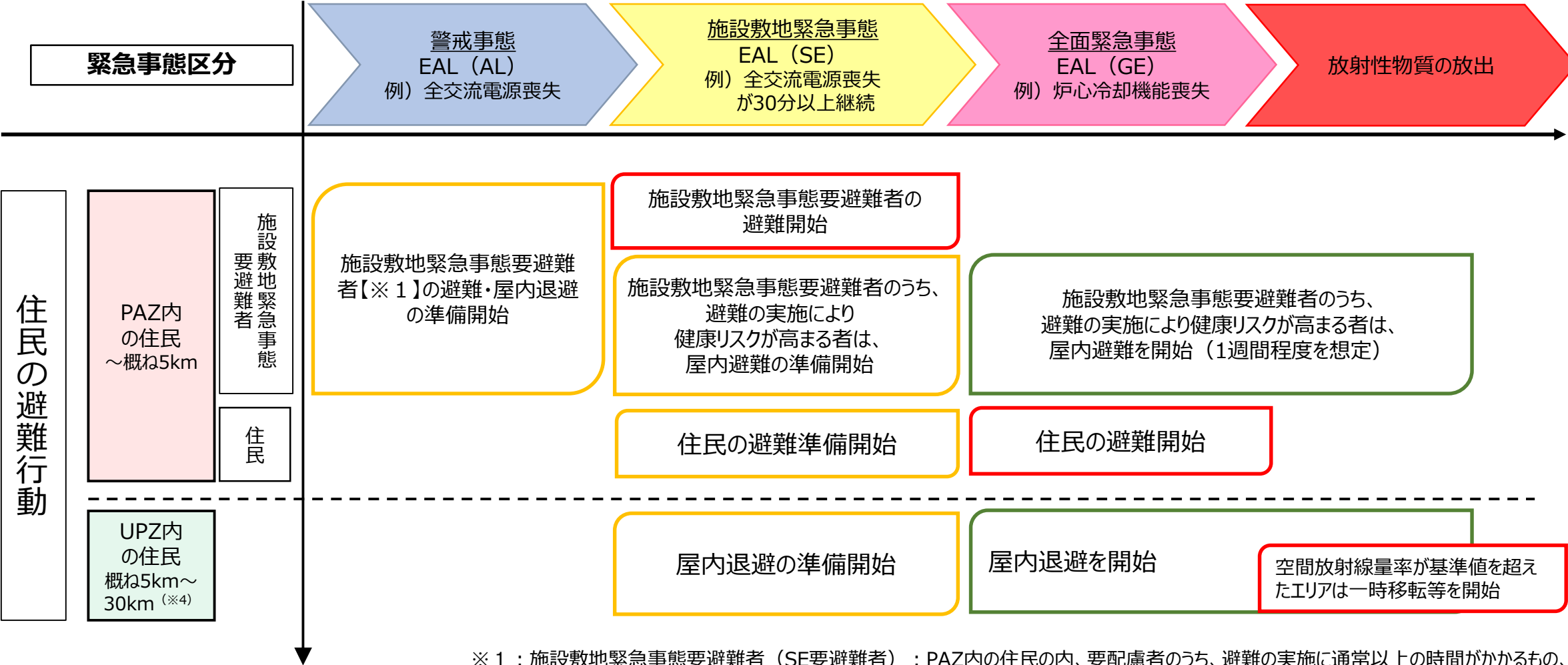


※1 EAL (Emergency Action Level) : 緊急時活動レベル
原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準

※2 (AL) = Alert (SE) = Site area Emergency (GE) = General Emergency

原子力災害発生時の防護措置

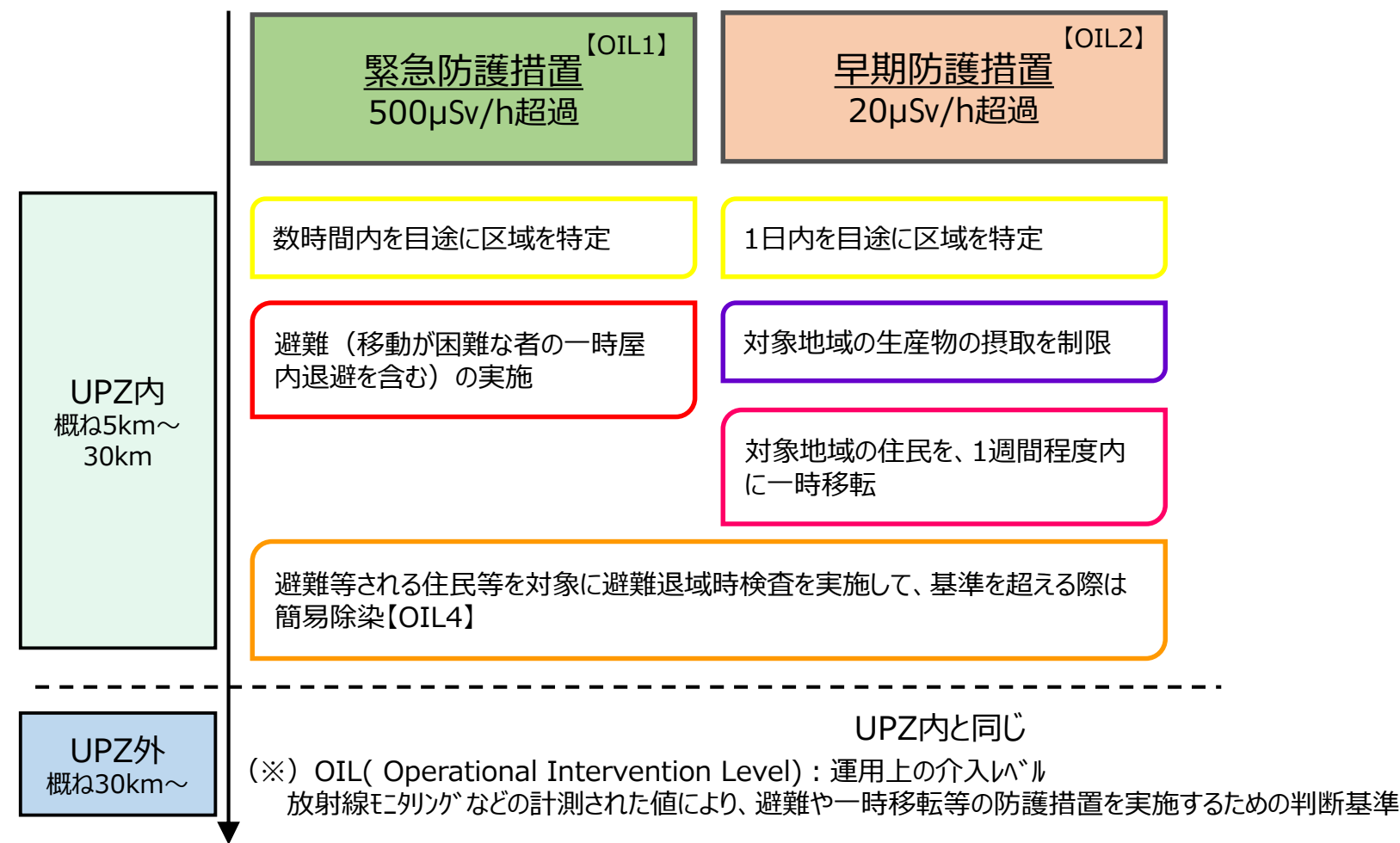
緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。



※1：施設敷地緊急事態要避難者（SE要避難者）：PAZ内の住民の内、要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの、妊婦・授乳婦・乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者および安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

原子力災害発生時の防護措置

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。



広域避難計画について

○策定の趣旨

「本計画は、防災基本計画（原子力災害対策編）に基づき、あらかじめ避難計画を策定することとされている市町村の取組を支援するため、茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）に基づき、**広域的な避難先や避難経路、避難者の輸送手段など**必要な事項を定めるものである。」

○社会福祉施設等の責務

・ 防災基本計画（原子力災害対策編）

「**社会福祉施設**の管理者は、県、所在・関係周辺市町村と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての**避難計画を作成するものとする**。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。」

・ 広域避難計画

「社会福祉施設等の管理者は、県及び避難元市町村と連携しつつ、あらかじめ定めた社会福祉施設等に受入れを要請し、準備が整い次第、入居者は社会福祉施設等へ避難」

原子力災害に備えた
茨城県広域避難計画

平成27年3月策定
平成31年3月改定
令和5年5月改定

茨 城 県

○基本的な考え方

1. 更なる避難を避けるため避難先はU P Z 外とし、避難先地域は一体的なまとまりを確保
2. 全面緊急事態において放射性物質の放出前は、P A Z では予防的に避難、U P Z では原則屋内退避を実施し、放出後は空間放射線量率の基準値（O I L）を超えた地域のみ避難等を実施
3. 要配慮者の避難については安全かつより迅速に行われるよう配慮
4. 避難手段は自家用車を基本とするが、他の輸送手段についても検討

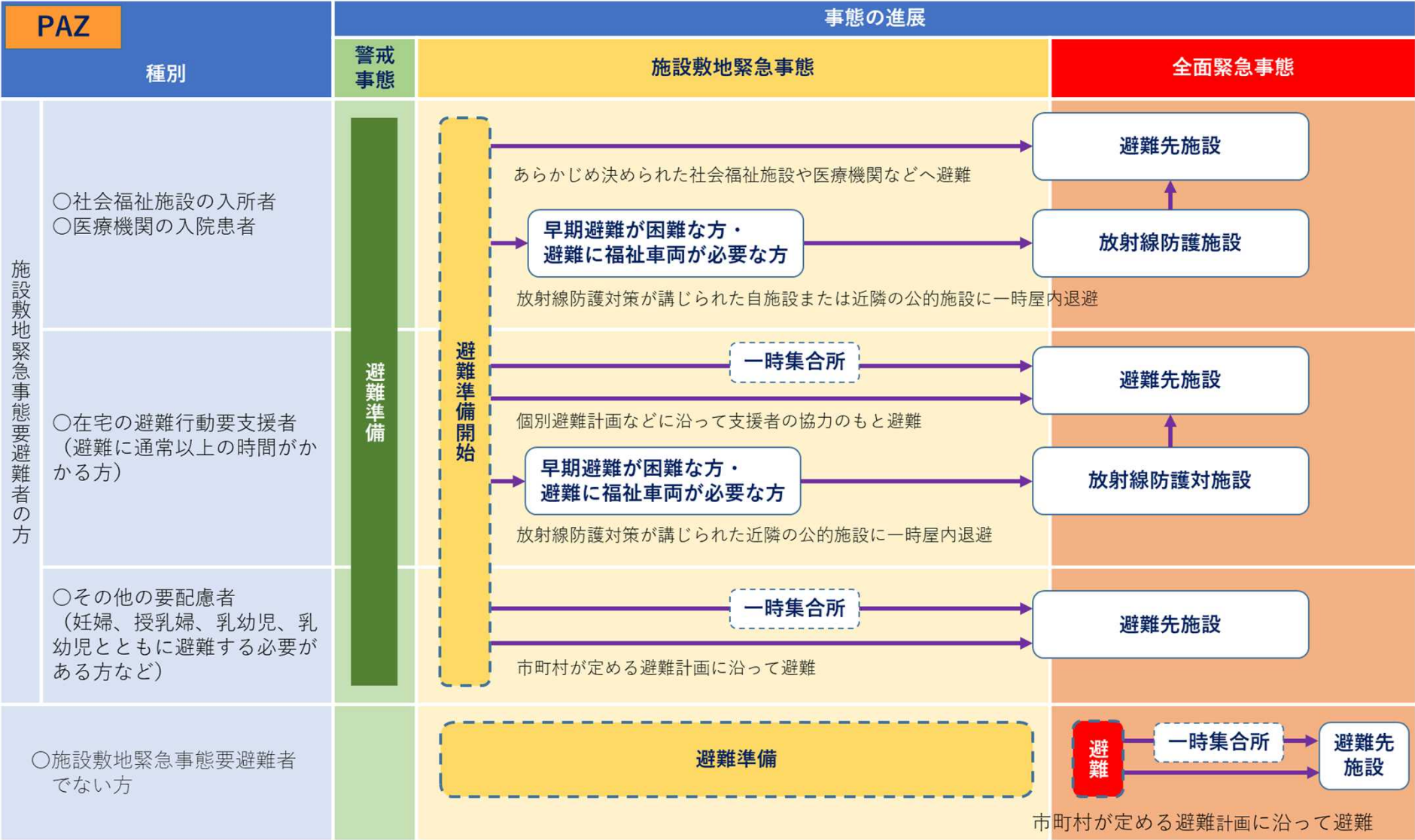
広域避難計画について

○基本事項

項 目	内 容
対象市町村	東海第二発電所から概ね30km圏内の14市町村、約92万人
避難先	県内30市町村及び県外（福島県ほか4県）自治体と協定締結済 ⇒ 更なる確保に向けて協議中
避難経路	高速道路や国道などの主な幹線道路を設定
防護措置	・放射性物質放出前 全面緊急事態でPAZでは避難、UPZでは屋内退避 ・放射性物質放出後 UPZではOILに基づき区域を特定し一時移転等

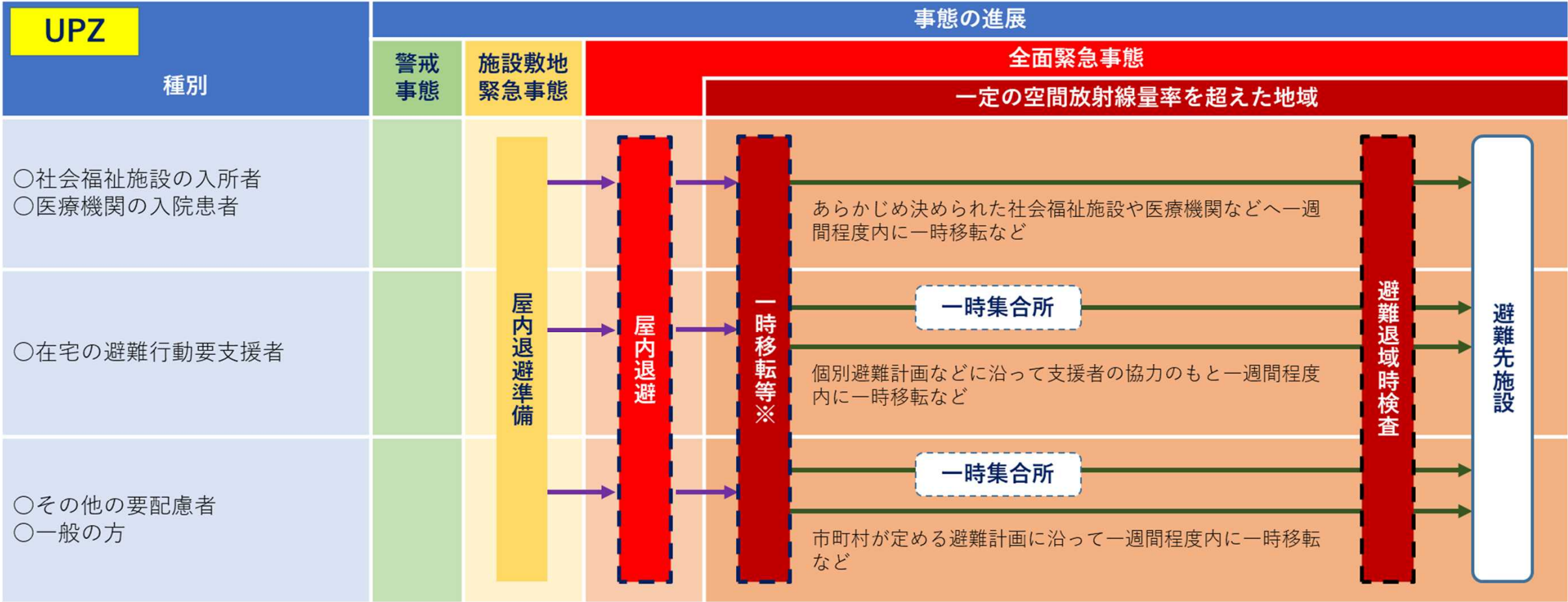
広域避難計画について

○PAZの住民の方の避難の枠組



広域避難計画について

○UPZの住民の方の避難の枠組



※空間放射線量率の程度によって一週間程度内の一時移転などの指示が出ます。一時移転などに際しては、避難退域時検査（避難経路上で放射性物質が車両や衣服などに付着していないかを調べる検査）を実施した上で避難先まで移動します。

屋内退避の運用について

○一時的な外出（①住民）

出典：原子力規制庁「屋内退避の運用について」
（令和7年10月23日）を一部加工

- ・ 屋内退避の指示が出ている間も、生活の維持に最低限必要な一時的な外出は可能です。
- ・ 放射性物質の放出の可能性がさらに高まった場合は、外出を控える旨の注意喚起を行います（典型的なケースでは放出の数時間程度前）。その際には、速やかに屋内退避できるようにすることが重要です。

一時的な外出とは、どのようなものが該当しますか？



①物資の調達

- ・ 避難所で支給される物資の受取り
- ・ 小売店での物資の購入



②家屋の維持

- ・ 家屋の屋根等の雪下ろし
- ・ 家屋周辺の除雪作業



③緊急の医療を受ける

- ・ 透析治療や重篤な病気のための医療機関の外来受診
- ・ 処方された医薬品の購入



④動物の世話

- ・ 外飼いのペットや家畜等の給餌

外出時に防護装備等の特別な対策は必要ありません。

※国や地方自治体から外出を控える旨の注意喚起があった場合に、速やかに屋内退避を行う場所に移動できるようにすることが重要です。

屋内退避の運用について

○一時的な外出（②民間事業者等）

出典：原子力規制庁「屋内退避の運用について」
（令和7年10月23日）を一部加工

- ・ 屋内退避の指示が出ている間も、屋内退避中の住民の生活を支えるための民間事業者の活動は継続することができます。
- ・ そのような民間事業者の活動は、継続が必要なものと、継続が期待されるものの2類型に分けられ、それらの活動継続のための取組を今後検討していきます。

民間事業者の活動とは、どのようなものが該当しますか？

継続が必要と考えられる、住民の生活の維持に重要な活動



①食料等の生活物資
や燃料等の輸送



②避難道路の啓開・
復旧作業や除雪作業



③ライフライン
（電気・ガス・
上下水道・通信
等）の復旧作業



④医療施設における入院
患者の診療、救急や透
析治療等の医療提供、
緊急時の往診、訪問看
護及び調剤薬局の営業

地域によっては継続が
期待される、住民の生
活の維持に有益な活動



食料や飲料水、燃
料等の生活必需品
を販売する小売業

- ・ 屋外での緊急事態への応急対策に従事する者は、放射線に対する防護対策を行った上で活動します。
- ・ それ以外の民間事業者は、外出時の特別な対策は必要ありません。（外出を控える旨の注意喚起があった場合は、速やかに屋内退避を行う場所に移動することになります。）